

令和8年3月17日（火）
交流推進部空港振興課
嶋本、吉井（内線 2221）
直通ダイヤル：087-832-3132

高松空港を特定利用空港の対象とする検討に係る 県を含む地元自治体に対する国の説明について

1 国の説明について

令和8年3月16日（月）、国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から、標記に係る現在の状況の説明が、地元自治体である県、高松市、綾川町に対してありました。

当該検討に係る国の説明は、昨年5月27日（火）に行われて以来、2回目です。

国からは、令和8年度予算が成立した後に「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」を開催し、新たな「特定利用空港・港湾」の追加を審議の上、公表する予定であり、高松空港もその対象となっているとの説明がありました。

【説明資料】

- ・総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）
- ・高松空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項
- ・連絡・調整体制について
- ・高松空港の令和7年度事業内容
- ・「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関する Q&A

2 国への申し入れについて

上記の説明を受けて、県民の理解が得られるよう、また、県民生活に影響が出ないよう、国に対し、次のような対応を取るよう、申し入れました。

- ① 今回、説明を受けた内容に変更が生じる場合には、あらかじめ地元自治体である県、高松市及び綾川町に対し、説明を行うこと。
- ② 民間の利用に配慮し、県民生活に影響が出ないようにすること。
- ③ 県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合は、国が責任を持って対応すること。